令和８年10月27日

参加者　殿

支出負担行為担当官
国土地理院長
河　瀬　和　重

見 積 依 頼 書

下記について請負に付したいので見積書を提出願います。

記

１．件　　名	ソフトウェア「Ｔｒｉｍｂｌｅ Ｂｕｓｉｎｅｓｓ Ｃｅｎｔｅｒ Ａｄｖａｎｃｅｄ」の保守業務
１．履行又は納入期間	令和９年１月16日（土）～令和９年３月31日（水）
１．履行又は納入場所	仕様書のとおり
１．見積書等提出場所 （郵送又は持参の場合）	茨城県つくば市北郷１番　国土地理院総務部契約課契約係 TEL：029-864-4362
１．見積書提出期限	令和８年11月11日（水）12時00分
１．見　積　方　法	契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって契約価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税を含む金額を見積書に記載すること。
１．参　加　資　格	(1) 予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。 (2) 国土地理院長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。 (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
１．契 約 保 証 金	免除
１．図面（内訳書） 及び仕様書	別添のとおり
１．支 払 い 条 件	前払金　　無　　―%　　部分払　　―回 物品納入後又は履行完了後に発注者が正当な請求書を受理してから３０日以内に請負代金を支払うものとする。
１．そ　の　他	(1) 参加者は次の注意事項を熟読し承諾のうえ参加したものとみなす。 注意事項：https://www.gsi.go.jp/SERVICE/keiyaku/oc_caution.pdf

仕　様　書

1. 件　名

ソフトウェア「Trimble Business Center Advanced」の保守業務

2. 概　要

（株）ニコン・トリンブル社製のソフトウェア「Trimble Business Center Advanced」を常に良好な状態に維持し、十分な機能を確保するために必要な保守を行う。

3. 適用範囲

(1) この仕様書は、「ソフトウェア「Trimble Business Center Advanced」の保守業務」に適用する。

(2) 次に掲げる事項は、本仕様書による保守業務の範囲外とする。

① 天災・地変・その他不可抗力に起因する故障等。

② 不適当な取扱いに起因する故障等。

③ 規格外の部品等の使用に起因する故障等。

4. 保守の対象

保守を行う「Trimble Business Center Advanced」のライセンスコードは、2000794118 とする。

5. 保守を行う期間

自　令和 9 年 1 月 16 日

至　令和 9 年 3 月 31 日

6. 保守内容

(1) 「Trimble Business Center Advanced」の使用方法等に関する質問に対して、電話・E-mail 等により速やかにサポートする。

(2) 「Trimble Business Center Advanced」が更新される場合には、自動的に国土地理院（以下「発注者」という。）にその使用権が生ずるものとし、発注者に対して速やかな更新方法等の連絡及び更新等に必要なサポートをする。

(3) その他、ソフトウェアの運用等に関する必要な情報を提供する。

7. 経　費

次に掲げる経費は、本業務の保守料金に含めない。

(1) 保守員の派遣を伴うサポートを要する場合の派遣に関する経費。

(2) 「Trimble Business Center Advanced」の更新に際して必要なハードウェアに関する経費。

8. 履行体制

受注者は、善良な管理者としての注意義務をもって当作業の遂行にあたらなければならない。

備　考

本仕様書に疑義がある場合は、総務部契約課契約係を経由して、測地部物理測地課調査係宛に照会すること。